

○町田市社会福祉法人等に対する施設整備費等補助金交付要綱

平成5年7月1日

適用

地域福祉部障がい福祉課

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

第1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（2017年4月1日施行）に定めるもののほか、町田市社会福祉法人等に対する施設整備費等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、社会福祉法人等が設置する施設の建設等に要する経費を補助することにより、当該施設の整備を促進し、もって障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は一般社団法人とする。

第4 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第3に規定する補助対象者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項、第8項、第12項から第14項まで又は第17項に規定する事業を実施するため市内に設置する施設の新設、増築、改築若しくは改修又は当該施設の初度調弁備品の購入で、東京都の障害者通所施設等整備費補助要綱（昭和60年6月10日付け60福障精第76号）又は障害者（児）施設整備費補助要綱（平成19年5月16日付け19福保障居第142号。以下これらを「都要綱等」という。）の適用を受けるもの（事業費が50万円以上のものに限る。）

とする。ただし、町田市の他の補助金の対象となる事業を除く。

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、工事費及び初度調弁費とする。ただし、次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 既存の建物の買収に要する経費（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合を除く。）
- (2) 土地の買収及び整地に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助の対象として適当と認められない経費

第6 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合計した額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事費 補助対象経費の実支出額から国及び都の補助額を控除した額と補助対象事業について適用を受ける都要綱等に定める基準額に8分の1を乗じて得た額とを比較して、いずれか低い方の額
- (2) 初度調弁費 補助対象経費の実支出額と補助の対象となる施設の定員数に12万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか低い方の額

第7 補助金の概算払

補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の概算払を請求することができる。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、1993年7月1日から適用する。
- 2 この要綱は、2026年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに

補助金の交付決定のあった補助事業については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、1996年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1999年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3の規定は、1998年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2011年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2013年1月1日から適用する。ただし、第3の改正規定（「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労

働省令第171号)」を「東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）及び東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）」に改める部分を除く。）及び別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年3月31日から施行する。ただし、別表備考の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年3月31日から施行する。